

子ども手当 平成23年10月分からの切替手続きが必要です

福祉課 子育て支援係 ☎(232)4913

平成23年9月分までの子ども手当は、平成22年度子ども手当法とつなぎ法により実施されてきましたが、今後の子ども手当(平成23年10月分から平成24年3月分)は、子ども手当特別措置法により実施されます。

■受給対象

日本国内に居住している15歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している父母または父母から指定されている人

■月額

3歳未満の子ども 15,000円
 3歳以上の子ども 10,000円
 第3子以降の子ども(小学生まで) 15,000円
 中学生(一律) 10,000円
 ※子ども手当の第1子・2子・3子

■施設などに入所している子ども
 児童養護施設などに子どもが入所している場合は、入所している施設が子ども手当を受給します。この場合、父母などは、子ども手当を受給することができません。

【受給対象の考え方】

例えば、19歳、16歳、8歳、5歳の子どもの場合、第1子が16歳(支給対象外)、第2子が8歳、第3子が5歳の子どものようになります。そのため、実際に支給されるのは、8歳、5歳の子どもの、月額計は、25,000円となります。

年齢	対象	月額
19歳	対象外	
16歳 第1子	支給対象外	
8歳 第2子	支給対象	10,000円
5歳 第3子	支給対象	15,000円
合計		月額計 25,000円

18歳に達した日から最初の3月31日までの人

子育て 平成24年度の 保育所入所のご案内

福祉課 保育所係 ☎(232)4913

平成24年度保育所入所の申し込みを受け付けます。また、来年度の5月または6月入所希望の人(育児休暇明けで職場復帰が決まっている人も併せて申し込みを受け付けます。

■入所の申し込み

受付期間(申込書配布・申込期間)
11月4日(金)～11月30日(水)
申込書類配布場所
各保育所・福祉課
申込書類提出先
第一希望の保育所または福祉課

■入所基準
 保育所への入所基準は、保護者が次のような事情で児童の保育ができないと認められる場合で、かつ、同居の親族その他の人が、その児童を保育できないと認められる場合に限り、
 ○昼間、外で働いており、児童の保育ができない。
 ○昼間、家庭内で家事以外の仕事をしており、児童の保育ができない。
 ○母親が出産の前後、病氣、負傷、心身に障がいがあるなどの理由により、児童の保育ができない。

○長期にわたり病氣や心身に障がいのある家族を常時介護しているため、児童の保育ができない。
 ○地震、風水害、火災などの災害にあつて、その復旧の間、児童の保育ができない。
 ■保育料
 保育料は、町立・私立とも3歳未満児か3歳以上児であるか、また、保護者もしくは家主の主宰者の前年分所得税や前年度市町村民税(所得割、均等割)の課税額に応じて町の規則に基づき算定します。
 ■入所の決定
 入所児童の承諾は、選考基準に基づき保育の必要度が高い順に入所を決定します。
 近年、入所希望者が非常に多いため、希望する保育所に入所できない場合があります。
 また、入所基準の該当事由によって、保育実施期間の希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

■支払日
 ①平成23年10月7日(金)
 (平成23年6月～9月分)
 ②平成24年2月10日(金)
 (平成23年10月～平成24年1月分)
 ③平成24年6月8日(金)
 (平成24年2月・3月分)
 ※平成24年4月・5月分は、所得制限が設けられる予定ですが、運営するための法律が制定されていないため、現時点での詳細は不明です。
 ■10月は手続きが必要です
 平成23年10月分からの手当を受給するためには、現在、子ども手当を受給している人も全員手続きが必要です。
 受給者には、10月上旬に手続用の書類を郵送しますので、平成24年3月30日(金)(土日・祝日・年末年始を除く)までに手続きをしてください。
 ■子ども手当の趣旨にご理解を
 子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨に基づいて支給されています。そのため、保育料や学校給食費など子どもの育ちに関係する費用を滞りなく支払うことが、子ども手当の趣旨に反します。子どもが安心して日々健やかに育つためにも、皆さんのご理解をお願いします。

今後の子ども手当はどうなるの？

	子ども手当(つなぎ法) 平成23年9月分まで	子ども手当(特別措置法) 平成24年3月分まで	
対象	中学校卒業まで(15歳に達した日から最初の3月31日までの子ども)	3歳未満	15,000円
手当金額(1カ月)	子ども1人につき 13,000円	3歳以上	10,000円
		第1・2子 第3子(小学生まで)	15,000円
所得制限	なし	中学生(第3子の場合も月額10,000円)	10,000円

※子ども手当を寄附された人は、所得税・住民税の寄附金税額控除を受けることができます。控除を受ける場合は、町が発行する「子ども手当に係る寄附受領証明書」を添付して菊池税務署での確定申告が必要です。

- ### 申し込みに必要なもの
- ①「保育所入所申込書」…児童1人につき1部
 - ②「家庭状況調査書」
 - ③「家庭で保育できない証明書」…就労証明書など
- ※①②は11月の受付期間内に、③は来年1月の面接時まで提出してください。面接日は、「広報きくよう」1月号でお知らせします。
- ④両親分の「保育料算定のために必要な書類」
 ・給与所得者
 「平成23年分源泉徴収票の写し」
 …来年1月の面接時に提出。
 ・自営業者など
 「平成23年分所得税の確定申告書の写し」
 …確定申告後に提出。
- ※まだ生まれていない子どもの入所申し込みはできません。
 ※7月以降の入所希望の人は、入所希望月の前月10日までに必要書類一式を福祉課へご持参ください。
 ※在園児は、あらかじめ継続入所の審査を行いますので、受付期間中の申し込みは不要です。ただし、現在通園中の保育所以外の保育所へ転園希望の人、または町外の保育所へ入所希望の人は、受付期間中に申し込みが必要です。



	保育所名	所在地	電話番号	定員(人)
町立	もみじ園	原水 5208-11	☎232-2009	60
	なかよし園	久保田 1230-1	☎232-2762	50
	白菊園	曲手 499-1	☎232-2770	90
	白鈴園	新山 1丁目2-32	☎232-2764	120
	みどり園	原水 2050-1	☎232-0452	100
	さくら園	津久礼 408	☎232-2763	120
	武蔵ヶ丘第一保育園	武蔵ヶ丘 3丁目50-2	☎339-0456	100
私立	武蔵ヶ丘第二保育園	武蔵ヶ丘 1丁目13-1	☎338-3883	100
	光の森キャロット保育園	光の森 7丁目16-2	☎233-0098	90
	こうのとり保育園	原水 5666-22	☎285-4651	90
	優貴保育園	原水 1462	☎232-8977	90

菊陽町公立保育所民営化計画により、武蔵ヶ丘第一保育園とさくら園は、民営化対象保育所としています。計画を再検討していますので、実施時期などについては、現在未定となっています。
 さくら園は、中部小改築工事の関連工事(周辺部および一部敷地内)が行われる予定です。